

■想定される書式(開示等)一覧

書式の名称例	書式の使途 ※	書式の流れ
保有個人データ(情報)開示請求書 ※()内は独立行政法人の場合の呼称	請求者が開示請求時に用いるため (参考: 独個13条1項,同施行令5条・個人25,29,30条,同施行令7条)	請求者 → 事業者
同記載要領	開示請求をしようとする者への利便のため (参考: 独個13条3項,46条・個人29条2項)	—
同記載例	開示請求をしようとする者への利便のため (参考: 独個13条3項,46条・個人29条2項)	—
保有個人情報の開示の実施方法等申出書	請求者に開示方法などを明確にさせるため (参考: 独個24条3項,46条,同施行令12条)	請求者 → 事業者
保有個人データ(情報)訂正請求書 ※()内は独立行政法人の場合の呼称	請求者が訂正請求時に用いるため (参考: 独個28条1項・個人26条1項,29,30条,同施行令7条)	請求者 → 事業者
保有個人データ(情報)利用停止請求書 ※()内は独立行政法人の場合の呼称	請求者が利用停止請求時に用いるため (参考: 独個37条1項・個人27条1項,29,30条,同施行令7条)	請求者 → 事業者

保有個人情報開示請求に係る事案の移送[通知]1	開示請求事案を「他の行政機関の長」へ移送した場合の請求者への通知のため (参考: 独個22条1項)	事業者 → 請求者
保有個人情報開示請求に係る事案の移送[通知]2	開示請求事案を「他の独立行政法人等」へ移送した場合の請求者への通知のため (参考: 独個22条1項)	事業者 → 請求者
保有個人情報開示決定等の期限の延長[通知]	開示決定等期限の延長を請求者に通知するため (参考: 独個19条2項)	事業者 → 請求者
保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用[通知]	開示決定等期限の特例による延長を請求者に通知するため (参考: 独個20条)	事業者 → 請求者
保有個人情報の開示をする旨の決定[通知]	開示の決定を請求者に通知するため (参考: 独個18条1項,同施行令7条1項・個人25条1項,同施行令6条)	事業者 → 請求者
保有個人情報の開示をしない旨の決定[通知]	開示をしない旨の決定を請求者に通知するため (参考: 独個18条2項・個人25条2項)	事業者 → 請求者
保有個人情報訂正請求に係る事案の移送[通知]1	訂正請求事案を「他の行政機関の長」へ移送した場合の請求者への通知のため (参考: 独個34条1項)	事業者 → 請求者
保有個人情報訂正請求に係る事案の移送[通知]2	訂正請求事案を「他の独立行政法人等」へ移送した場合の請求者への通知のため (参考: 独個33条1項)	事業者 → 請求者
保有個人情報訂正決定等の期限の延長[通知]	訂正決定等期限の延長を請求者に通知するため (参考: 独個31条2項)	事業者 → 請求者
保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用[通知]	訂正決定等期限の特例による延長を請求者に通知するため (参考: 独個32条)	事業者 → 請求者
保有個人情報の訂正をする旨の決定[通知]	訂正の決定を請求者に通知するため (参考: 独個30条1項・個人26条2項)	事業者 → 請求者
保有個人情報の訂正をしない旨の決定[通知]	訂正をしない旨の決定を請求者に通知するため (参考: 独個30条2項・個人26条2項)	事業者 → 請求者
保有個人情報利用停止決定等の期限の延長[通知]	利用停止決定等期限の延長を請求者に通知するため (参考: 独個40条2項)	事業者 → 請求者
保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用[通知]	利用停止決定等期限の特例による延長を請求者に通知するため (参考: 独個41条)	事業者 → 請求者
保有個人情報の利用停止をする旨の決定[通知]	利用停止の決定を請求者に通知するため (参考: 独個39条1項・個人27条3項)	事業者 → 請求者
保有個人情報の利用停止をしない旨の決定[通知]	利用停止をしない旨の決定を請求者に通知するため (参考: 独個39条2項・個人27条3項)	事業者 → 請求者
第三者への提供停止決定通知書	第三者への提供停止の決定を請求者に通知するため (参考: 個人27条3項)	事業者 → 請求者
第三者への提供を停止しない旨の決定通知書	第三者への提供を停止しない旨の決定を請求者に通知するため (参考: 個人27条3項)	事業者 → 請求者
情報公開・個人情報保護審査会への諮問[通知]	諮問をした旨を異議申立人等に通知するため (参考: 独個43条)	事業者→異議申立人等

※独個: 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年五月三十日法律第五十九号)

※個人: 個人情報の保護に関する法律(平成一五年五月三十日法律第五十七号)